平成２２年（フ）第２２５号
茨城県つくば市高野500番地
破産者　株式会社ＺＥＮＫＯＨ
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２２年（フ）第６８５号
埼玉県所沢市北中２丁目158番地の34
破産者　有限会社セレクション
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１１５号
千葉県茂原市大芝440番地の８
破産者　有限会社木幡製作所
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２１年（フ）第１１号
徳島市南島田町３丁目74番地１
破産者　トーヨーホーム株式会社
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第８２号
徳島県小松島市立江町字大田ノ浦56番地１
破産者　有限会社創和
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１２８号
福岡県大川市大字中古賀1048番地の１
破産者　西日本立川工芸株式会社
1　決定年月日　平成23年２月９日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福岡地方裁判所柳川支部破産係

平成２１年（フ）第９６号
北海道旭川市緑町18丁目
破産者　稲留工業株式会社
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
旭川地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３１５１号
神奈川県大和市西鶴間１丁目２番７号
破産者　有限会社レディ
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３１８７号
横浜市港南区丸山台３丁目14番21号
破産者　株式会社ヨコハマ・ザイペックス
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１８３号
富山県高岡市本町２番１号
破産者　株式会社富山県繊維會館
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
富山地方裁判所高岡支部

平成２２年（フ）第５８０号
石川県白山市月橋町ル13番地
破産者　有限会社リフォームショップ・ＴＳＵＪＩ
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２２年（フ）第４７０号
岐阜市清本町２丁目１番地
破産者　安藤茂利男
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２１年（フ）第２１７号
静岡県富士宮市小泉1855　グリーンハイツＡ202、商業登記簿上の本店所在地静岡県富士宮市大宮町８番３号
破産者　有限会社セイム
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２１年（フ）第２１８号
静岡県富士宮市小泉1855番地　グリーンハイツＡ202、前住所静岡県富士宮市小泉1719番地の５
破産者　塩川　　斉
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所富士支部

平成２２年（フ）第７６１号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目63番地
破産者　富士レーベル株式会社
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第９９２号
兵庫県尼崎市浜田町３丁目63番地
破産者　株式会社富士紙工所
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２２年（フ）第５２７号
愛媛県松山市白水台４丁目11番地８
破産者　山口建設有限会社
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
松山地方裁判所

平成２２年（フ）第４５５号
沖縄県那覇市字仲井真316番地１　シティーハウス06　101号
破産者　有限会社サム
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所民事第３部

平成２２年（フ）第２１５号
沖縄県沖縄市比屋根３丁目10番６号　パークサイドケンソウ101
破産者　城間　穣二
1　決定年月日　平成23年２月10日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第６０号
宮城県登米市迫町佐沼字北散田８番地１　コーポＫ－２　Ｃ号
破産者　三浦　直章
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

平成２２年（フ）第１３８０号
さいたま市北区吉野町２丁目198番地10
破産者　清水　康弘
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１６６１号
埼玉県幸手市西２丁目17番11号
破産者　若山　幸吉
1　決定年月日　平成23年２月８日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係